

豊

菅

共約不可能性 (incommensurability) に民俗学はいかに対応すべきか

『日本民俗学』二九九号 括刷 二〇一九年八月

共約不可能性 (incommensurability) に民俗学はいかに対応すべきか

菅 豊

共約不可能性 (incommensurability) に民俗学はいかに対応すべきか

かつて評者は、拙稿「民俗学の悲劇—アカデミック民俗学の世界史的展望から—」(菅 110-11)で、日本、アメリカ、ドイツの「民俗学」の現状を比較し、民俗学の危機的状況のなか、日本の民俗学だけが独り頑なに変革を拒んできたのに對し、アメリカ民俗学もドイツ民俗学も、ラディカルな変革を繰り返してきたことを指摘した。たとえばかつて、ロマン主義的ドイツ民俗学が、第三帝國期のナチスの国家社会主義に加担し、第一次世界大戦後、その政治関与が反省され、その学問は根本から変革、あるいは放棄されたことは周知の通りである (Kamenetsky 1972, 1973, 1977, Wilson 1973)。

この変革は、アメリカ民俗学と比べても至極ラディカルであった。前衛的な研究を行い、常に重要な興味深い話題をアメリカ民俗学界に提供し続けてきたアラン・ダンデスすら、その遺言ともいえる最後の講演で、「ドイツでは、民俗学ではなく『民族学中心 (ethnology-centered)』の学問になる努力がなされ、民俗学の看板はすぐ替えられてしまつた。」(Dundes 2005 : 385) と嘆くほどのである。

アメリカ民俗学とドイツ民俗学とは、学史に名をとどめる重要な国際会議をこれまで数回開催してきたが、そのうちのひとつが一九九八年に、ドイツで開催されたバート・ホンブルク (Bad Homburg) の会議である。「公共民俗学：社会における知的実践のかたわ (Public Folklore: Forms of Intellectual Practice in Society)」と題するこの会議では、

見事と云ふよござん、アメリカ民俗学者とドイツ民俗学者との間で意見が食い違つた。

アメリカ民俗学とドイツ民俗学との間には、学問が示し出す価値や方向性に共通の尺度で理解しあえない状況が伏在している。この状況をバーバラ・カーシエンブラット＝ギンブレットは、トーマス・クーンが提唱した概念を借りて「共約不可能性 (あるいは通約不可能性: incommensurability)」と表現してゐる (Kirshenblatt-Gimblett 2000 : 1-3)。共約不可能性とは、概念や方法、目的などが異なるパラダイムの間では対話がうまく成立せず、相互理解の障害となるような状態である。アメリカ民俗学もドイツ民俗学も、「民俗学」というひとつのディシプリンのもとにおいて普遍性、あるいは共通性をもつと考えられてきたが、実際はそれぞれの発展の道筋において、根本の部分で互いに理解できない、あるいは相容れない部分を生み出していたのである (菅 110-11, 38-41)。

今回の日独シンポジウムは、日本の民俗学とドイツの「民俗学 (このディシプリン名はもはやドイツではなくとも知れぬ)」との間に、より深い溝となる共約不可能性が、やはり横たわつてゐることを感じさせた。

今回、フリーデマン・シュモル氏が取り上げた「自然」に関する課題は、日本とドイツに限らず世界中で共約不可能性を生み出していく困難な課題である。現在、グローバル化が進展するなか、これまでの価値をめぐる地域間の軋轢が表面化しているが、そのひとつに、この自然をめぐる問題がある。いいでいう自然とは、本来、思惟のなかで象られた文化概念であるものの、多くの現代人はそれを実体視し、厳然と存在するものとして、まさに自然とその語を使っている。しかし、厳存するのは個々にある動物や植物、そしてその集合体である景観やその連鎖系でしかないはずであるが、それを人間の外側にあたりまえにあるものとする意識や感覺、そして眼差しは所与のものになつたといつてもよいだろう。しかし、その意識や感覺、眼差しと云うものが、世界のある地域で生まれた特定の文化的産物であり、それが時間の経過とともに、世界中に広がり、その広がつた先々で地域の文化に浸潤し、人間の外部に対する多様な認識や価値観を変容させていくことを、私たちはいま一度思い返す必要がある。

シュモル氏は、一九世紀から今日に至る近代の自然・環境運動の歴史的変遷、すなわち人間の外部にある自然は、本来的に制御できない大きな力を保持していたが、近代文明によって人間側がその支配力を高め、後に人新世

(Anthropocene) と呼ばれる地球規模の環境変化をもたらし、それと並行して人間の外部との関わりに変化をもたらす人間中心主義 (Anthropocentrism) の思考が醸成された状況を論述している。そして、「一方で」の「人間中心主義」が、人間の外部に弱者性（パートナリズムに通じる）や固有的価値（ディープエコロジーに通じる）を発見する人間・非中心主義の培養基ともなったことを、自然保護、動物保護、景観保護、郷土保護などを題材に論じた。

シュモル氏がそのなかで提示した、自然の搾取や見境のない経済的利用が一方の極を代表し、自然保護や自然への愛がもう一方の極を代表しているという、「近代社会における自然と人間の関係の二重構造」は、首肯できる。確かに近代社会において、自然を破壊する力のベクトルと、自然を保護する力のベクトルは先鋭化し、極端な方向へと乖離してきた。ただ、一方でここ五〇年くらいの環境論の動きを見ると、そのベクトルは実際には均衡点を求めようとしきている。極端な自然破壊と極端な自然保護、言い方を変えると極端な人間中心主義と極端な人間・非中心主義は、その極端さを是正して、その中間の落とし所を探るようになってきたのである。この点こそが、民俗学がいま、とらえるべき大きな論点だと評者は考える。

たとえば、一九九二年のリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議では、「持続可能な開発 (sustainable development)」といった「利用を継続しながら環境を守る」考えが提唱され、その後、「」の sustainable と sustainable ability という言葉は、絶対的な価値をもつて信奉されるマジックワードになつてゐる。そして、多くの自然保護者が企業人に至るまで、「」の言葉を異口同音に発し、価値観を共有している。最近では、二〇一五年の国連サミットで「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が採択されたように、「」のグローバルな価値に裏打ちされたこの言葉は、いまだ絶対的価値を有するマジックワードであり続けている。

このような状況を見ると、シュモル氏が述べる近代社会における自然と人間の関係の二重構造は、現代社会のグローバル・ポリティクスのなかで統合されつつあるといえる。二つの力のベクトルが妥協し、談合し、手を組んで一元化していく構造への変化、すなわち表面的には人間生活にとって妥当で、現実的で、多くの人がとが賛同しているこの優しい「持続可能性」というグローバルな価値に支えられる中庸な方が、さらに再魔術化を引き起こし、むしろ

弊害を生み出しつつある。穏和で平和で受け入れやすい中庸のあり方が、環境問題の隠蔽システムとして作動しつつあるのだ。

シュモル氏はさらに動物愛護の問題も取り上げた。シュモル氏の指摘の通り、一九世紀ヨーロッパ社会で動物愛護思想が胚胎し、それはいまや世界中の動物に関する法律、さらに動物観、自然観に大きな影響を与えるまでになつた。日本の動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）に存する理念は、そのような欧米で発展してきた理念にほぼ則っている。その理念は、いまや全世界を席巻して、個別の国々、個別の地域の価値観や動物観を否定したり、変えたりしようとしている。また、その動物愛護思想は、民俗学で往往にして話題となる無形文化遺産の問題をめぐつても、困難な状況を生み出している。

たとえば、二〇一四年にパリで行われたユネスコの第九回無形文化遺産のための政府間委員会において、中国政府が提案した「彝族の火祭り（火把節）」が、提案書の「再提出 (resubmit)」という決定になつたことは記憶に新しい。この「彝族の火祭り」には、文化の構成要素として唱歌や跳舞、競馬以外に、闘牛、闘羊などの動物同士を闘わせる文化が含まれていた。

この政府間委員会の決定内容について書かれた議事録^[1]によれば、同委員会は、その火祭りに世代を越えて伝わるさまざまな文化的表現や慣習が含まれていることをまず認め、その伝統文化としての価値を一定程度評価した。しかし、その祭りに含まれる「動物の戦い (animal fights)」といった構成要素が、多様なコミュニティや集団、個人の感受性を尊重するという無形文化遺産の要件に適合するかどうか、という点に懸念を示し、それについて説明する追加情報が必要であるとして提案書の再提出と決定した。この対応は、実質的にこの案件に対するリジェクトの宣言となつたのである。

ユネスコは、二〇〇一年に『文化的多様性に関する世界宣言』を採択するなど、文化多様性をことのほか重視している、はずである。しかしユネスコは、実際の無形文化遺産制度のなかでは、文化多様性を十分に尊重できないでいる。もちろん、この問題は、文化相対主義と普遍的人道主義の相克という、人類学史上、長年議論され未だ解決されて

いよいよ困難な古典的課題とも絡むため、容易に論断するにはどうもなさ。

シュモル氏は論考のなかで、かつて国家によって自然が国民的シンボルとされ、文化的国民創出の構成要素に昇華され、その後それがグローバルに広がる普遍的な人類の課題に昇華していく状況を描き、「近代社会における自然と人間の関係の二重構造」を炙り出した。その指摘は的確である。しかし、その二重構造に今後どのように対応すべきかのかというヴィジョンについては、残念ながら言及されていない。それは良質の現状分析と批評ではあるが、現代的な民俗学ではもう一歩踏み込んでその構造に対する異議申し立てを行い、実際の研究者の営みのなかでその構造を打ち崩す—容易ではない—実践に挑戦する段階に到達しているのではないだろうか。

とくに、グローバルな価値に浸潤される側である「日本」、そしてそこで知識生産と社会実践を行う「日本」の民俗学者たちにとって、この問題は切実である。二〇一八年に国際捕鯨委員会（IWC）から脱退して話題になった、エコナショナリズムも絡む捕鯨の問題をしきり、そして評者が研究している課題でいえば国指定重要無形民俗文化財に指定されている新潟県の牛の角突き（闘牛）や同地域の錦鲤、さらに石川県加賀市のカモノハシ網猟…それらすべてが、現在、グローバルな思想に基づく、文化の細部の現実を無視した理念的な動物愛護運動の圧力を受けている（菅二〇一七）。いに押し寄せた圧力に対して、第三者的立場で批評を述べ立ても、ものはや徒労に終わるに違いない。このような、文化多様性の価値を顧みない重圧、そして対話が困難な共約不可能性の状況において、日本の民俗学研究者がどのような知識生産と社会実践を展開するかがいま問われている。それは、ドイツを中心とする異なる文化・社会状況にある国々で行われる研究・実践とは、必ずしも異なる目的、方法をもつてなされるであろう。学問のグローバル化が進展するなか、世界的な民俗学の状況を把握しながら、共約不可能性の克服を模索しつゝ、一方でグローバルな価値によって、文化多様性が蹂躪されるような相容れない局面が生起した場合には、対抗する地域研究として民俗学を起動せねばならない。

- 《紹》
(1) Ninth Session of the Intergovernmental Committee (9. COM) Decisions <https://ich.unesco.org/doc/src/ITH-14.9.COM-Decisions-EN.doc> (トクヤベ田：二〇一八年四月)|O 田)

- 《引用・参考文献》
着豊 二〇一一年「民俗学の悲劇—アカトミック民俗学の半
界史的展望か—」『東洋文化』九三、二二—二三 (http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~suga/papers/minzokugakunohigeki.pdf)

- 著豊 二〇一七年「幻影化やる無形文化遺産」飯田卓編『文化
遺産入出庫書』 鹿児島書店、六八一九六
Dundes, Alan. 2005. Folkloristics in the Twenty-First
Century (AFS Invited Presidential Plenary Address, 2004).